

CBS NEWS

2020年11月2日発行

VOL. 3

晩秋の候、貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。
平素は、適正な技能実習生受入れにご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

GO TO キャンペーンの効果で、国内の人の動きが活発になっておりますので、
引き続き感染予防対策に十分ご注意ください。

寒さが日一日と深まっております。皆様におかれましてはお体には十分お気をつけください。



Topic 01. 入国制限解除後の入国状況

現在入国待機中の技能実習生について、フィリピン・ベトナム、それぞれの状況を報告します。

【フィリピン・送出し機関 PEA】

現在 PEA だけで約 700 名の実習生が入国待機中だが、VISA の申請・発給には至っていない。

CBS では 12 名の実習生が待機しており、VISA 申請等のための必要書類は既に提出をしているが動きはなく、他の監理団体でも出国再開予定の連絡も入っていない。

【ベトナム・送出し機関 HTD】

2020 年 3 月 27 日までに発給された在留資格認定証明書については、VISA が取得でき、順次入国も開始されているが、3 月 28 日以降に発給されているものは VISA 申請の受付が開始されていない。

CBS では 3 名の実習生の在留資格認定証明書が 3 月 28 日以降に発給されているため、未だ VISA 入国に至っていない。

【入国前～企業配属】

- 入国前 PCR 検査：フィリピンは 1 名 15,000～20,000 円程度／ベトナムは 1 名 7,500 円程度。陰性証明が必須。
- 入国から入国後講習：空港が成田・羽田・関西と限られているため、日本語学校へ送迎バスの予約が必要。
14 日間のレジデンストラック期間中は隔離施設にてリモート講習。食事は弁当対応。
※日本語学校にて隔離施設を確保できた場合、レジデンストラック後、集団講習へ変更。

入国前から配属まで受入れ企業様へご負担いただく費用金額の詳細は改めてご連絡いたします。

Topic 02. 優良な実習実施者について

現在の技能実習制度では、優良な監理団体・実習実施者に対して拡充措置が取られています。

「優良な実習実施者」として認定をされると受けることのできる、拡充措置【**メリット**】についてお知らせします。

当組合は、優良である「一般監理団体」の許可を受けています。

優良な実習実施者のメリットとは？

優良な実習実施者の基準をご確認ください

☑ 受入れ人数枠が拡大されます！

常勤職員総数	基本人数受入枠（1号）	優良基準適合者
301人以上	常勤職員総数の1/20	基本人数受入枠の 2倍の受入れが可能
201-300人	15人	
101-200人	10人	
51-100人	6人	
41-50人	5人	
31-40人	4人	
30人以下	3人	

☑ 実習期間の延長が可能です！（3年→5年）



☑ 優良な実習実施者の要件！

120点満点中72点以上の点数獲得が必要です。

- I 技能実習の習得等に係る実績（70点）
- II 技能実習を行わせる体制（10点）
- III 技能実習生の待遇（10点）
- IV 法定違反・問題の発生状況（5点・減点あり）
- V 相談・支援体制（15点）
- VI 地域社会との共生（10点）

各項目の詳細と配点については、別紙「優良な実習実施者の要件」をご確認ください。

2号修了予定の技能実習生を3号で受入れ希望の場合は、お早めに組合へご連絡ください。

Topic 03. 当組合のLINE 連絡先

当組合のLINEアカウントを作成いたしました。
現在はメッセージのやりとりのみとなりますが、受入れ企業様とのデータやメッセージの送受信が可能です。

初めてメッセージをいただく際は、お名前や所属企業等を入れてください。是非ご利用ください。

CBSアカウント検索方法はコチラです ↓↓↓



■ **書類の記載内容に変更・訂正がある場合は、必ずご連絡ください！**

よくある変更事項：代表者、登記役員、社名、本社所在地、宿泊施設の住所、技能実習生の待遇全般、など

■ **技能実習生の労務管理や実習指導などで、お困りごとがありましたらご相談ください。**

【発行】

セントラルビジネスサポート協同組合

441-8014

愛知県豊橋市花田二番町 83-2 甲貴ビル 3階

TEL: 0532-39-5505 / FAX: 0532-39-5515

E-mail: office@cbs-japan.com

【参考】

OTIT 外国人技能実習機構

Organization for Technical Intern Training

HP: <https://www.otit.go.jp/>

技能実習関係法令や新型コロナウイルス感染症について

案内が掲載されています。

優良な実習実施者の基準について

以下の表で6割以上の点数（120点満点で72点以上）を獲得した場合に「優良な実習実施者」に適合することとなります。

1. 技能等の修得等に係る実績（70点）		配点
I	過去3年間の基礎級程度の技能検定の合格率 (旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)	95%以上：20点 80%以上95%未満：10点 75%以上80%未満：0点 75%未満：-20点
II	過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率	80%以上：40点 70%以上80%未満：30点 60%以上70%未満：20点 50%以上60%未満：0点 50%未満：-40点
III	直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績	合格者2人以上：5点 合格者1人：3点
IV	技能検定等の実施への協力	有：5点
2. 技能実習を行わせる体制（10点）		配点
I	直近過去3年以内の技能実習指導員全員の養成講習受講歴	有：5点
II	直近過去3年以内の生活指導員全員の養成講習受講歴	有：5点
3. 技能実習生の待遇（10点）		配点
I	第1号技能実習生の賃金（基本給）のうち最低のものと最低賃金の比較	115%以上：5点 105%以上115%未満：3点
II	技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	5%以上：5点 3%以上5%未満：3点
4. 法令違反・問題の発生状況（5点、減点あり）		配点
I	直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること。 (旧制度の改善命令相当の行政指導を含む)	改善未実施：-50点 改善実施：-30点
II	直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと。 (旧制度を含む。)	ゼロ：5点 10%未満又は1人以下：0点 20%未満又は2人以下：-5点 20%以上又は3人以上：-10点
5. 相談・支援体制（15点）		配点
I	母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	有：5点
II	母国語相談が可能な相談員を確保していること	有：5点
III	直近3年以内に、実習継続困難実習生の受入れ実績	有：5点
6. 地域社会との共生（10点）		配点
I	技能実習生への日本語学習の支援	有：4点
II	地域社会との交流機会を提供	有：3点
III	日本文化を学ぶ機会を提供	有：3点